

会計名

後期高齢者医療事業特別会計

後期高齢者医療制度は、老人保健制度にかわり、高齢化が進み増え続ける医療費を世代間で支えあう新しい高齢者の医療制度として平成20年4月に創設されました。

都道府県ごとに設置された広域連合が保険者として制度を運営し、保険料の決定や医療を受けたときの給付、保険証の発行などを行いました。市町村では、保険料の徴収や、保険証の引き渡し、各種申請や届出の受付などの窓口業務を行いました。

特別会計の歳入歳出の状況は、歳入合計1,254,738千円、歳出合計1,246,693千円となりました。

1 後期高齢者医療加入状況

後期高齢者医療制度は75歳以上（一定の障がいがある方は65歳以上）の方が被保険者になり、本市の加入者は、令和3年3月末現在10,508人となり、本市の総人口92,881人に対して11.3%の割合となっています。

2 歳入歳出の状況

(1) 歳入 (単位：千円・%)

区 分	金 額	割 合
後期高齢者医療保険料	1,077,030	85.8
繰入金	175,195	13.9
繰越金	747	0.1
諸収入	578	0.1
国庫支出金	1,188	0.1
合 計	1,254,738	100.0

(2) 歳出 (単位：千円・%)

区 分	金 額	割 合
総務費	26,662	2.1
後期高齢者医療広域連合納付金	1,219,794	97.8
諸支出金	237	0.1
合 計	1,246,693	100.0

※歳入歳出差引額 8,045千円

3 保険料収納の状況

(単位：円・%)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年分	1,075,474,500	1,074,109,800	0	1,364,700	99.87
滞繰分	5,450,650	2,920,300	0	2,530,350	53.58
合計	1,080,925,150	1,077,030,100	0	3,895,050	99.64

208	款・項・目	2・1・1	目名称	後期高齢者医療広域連合納付金	目の決算額	1,219,793,891	208
	事務事業名称	後期高齢者医療広域連合納付金事業					
	事業コスト(千円)	1,222,961	【うち人件費 2,311 うち減価償却費 71 】				
事業の目的	対象（何を、誰を対象として） 後期高齢者医療広域連合						
	目指す成果（対象をどのようにしたいのか） 後期高齢者医療広域連合を円滑に運営しています。						
評価指標	指標名		令和2年度実績値	／	令和2年度計画値	単位	
	後期高齢者医療広域連合納付金		1,220	／	1,304	百万円	
				／			
実施内容	1 被保険者から徴収した保険料を後期高齢者医療保険料納付金として愛知県後期高齢者医療広域連合へ納付しました。 被保険者からの保険料は、年金から天引きする特別徴収と口座振替や金融機関窓口で支払う普通徴収により納められます。						
	2 低所得者に対する保険料軽減分の1/4を市負担分、3/4を県負担分として一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰り入れ、愛知県後期高齢者医療広域連合へ納付しました。						
	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度		
	年度末時点被保険者数		9,954人	10,297人	10,508人		
	後期高齢者医療保険料等納付金		905,496,700円	958,284,800円	1,075,867,800円		
	保険基盤安定負担金		123,507,579円	127,417,048円	143,926,091円		
事業の評価	妥当性評価	高齢者の医療の確保に関する法律に定められているため、市が実施すべき事業です。					
	有効性評価	納付期限内に納付することにより、愛知県後期高齢者医療広域連合の円滑な運営に寄与することができました。					
	効率性評価	自主納付する被保険者に対し、口座振替による保険料納付を奨励し、愛知県後期高齢者医療後期連合へ確実かつ効率的に納付することができました。					
事業費	1,219,793,891		左の財源内訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
			0	0	0	1,219,793,891	